JIAM
2012 OSAKA
国際アパレルマシンショー
クリエイティブ・リンケージ
―― 革新技術で人を豊かに快適に ――

出展細則

2012年 9月19日(水)～22日(土)

インテックス大阪

主　催

社団法人日本縫製機械工業会（JASMA）

JIAM
2012 OSAKA

Contents

◆はじめに

Section Ⅰ　概要

1. 開催概要 …… 5
2. 総合日程 …… 6
3. 会　　場 …… 7

Section Ⅱ　一般事項

1. 一般規定・注意事項 …… 12
2. 入場方法 …… 14

Section Ⅲ　出展物の搬入・搬出

1. 搬入・搬出要領 …… 15
2. 搬入・搬出経路 …… 16
3. 搬入出作業の斡旋 …… 17
4. 保税出展物の取扱い …… 18

Section Ⅳ　展示・装飾

1. 小間位置の決定 …… 19
2. 展示装飾の施工及び撤去の期間 …… 19
3. 展示装飾の共通制限 …… 19
4. 展示物の高さ制限 …… 19
5. 基礎装飾（主催者で施工する装飾） …… 20
6. 二次装飾（出展者による装飾） …… 22
7. 装飾規定 …… 22
8. 重量出展物の取扱い及び床面工事 …… 26

Section Ⅴ　防火・防災（消防関係）

1. 禁止行為 …… 27
2. 禁止行為の解除条件 …… 28
3. 禁止行為解除事前申請 …… 29

Section Ⅵ　各種工事

1. 電気設備工事 …… 30
2. 圧縮空気（エアー）配管・排気ダクト工事 …… 35
3. 蒸気配管工事 …… 37
4. 給排水工事 …… 38

Section Ⅶ　実演

1. 実演上の注意 …… 40
2. 実演の制限・中止 …… 41
3. 終業点検 …… 41

Section Ⅷ　その他の事項

1. 電話・通信回線 …… 42
2. 共通食事券 …… 43
3. 印刷物 …… 44
4. 小間内清掃 …… 45
5. 宿泊及び航空券等の手配 …… 46
6. 通訳・受付コンパニオン・ナレーター等の斡旋 …… 46
7. ストックルーム（出展者用倉庫）の利用 …… 47
8. ケータリングサービス …… 47
9. リース備品 …… 48
10. 広報宣伝 …… 48

◆主　催　者 …… 49
◆連絡先一覧 …… 49
◆出展手続書類一覧 …… 50

はじめに

このたびは、国際アパレルマシンショー (JIAM 2012 OSAKA) に出展のお申し込みを頂き、厚く御礼を申し上げます。

ここに作成を致しました「出展細則」には、出展に関係する諸事項ならびに関連する注意事項及び必要な諸手続きを収録してあります。

つきましては、この「出展細則」をご精読のうえ、出展のご準備をお進め頂きますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく JIAM 事務局までお問い合わせ下さい。

2012 年 5 月

社団法人 日本縫製機械工業会

1. 開催概要

■名　　称　国際アパレルマシンショー (JIAM 2012 OSAKA)

■テ　ー　マ　クリエイテイブ・リンケージ
— 革新技術で人を豊かに快適に —

■会　　期　2012年9月19日（水）～22日（土）4日間

■開 場 時 間　10：00～17：00（但し最終日の22日は16：00まで）

■会　　場　インテックス大阪（〒559-0034大阪市住之江区南港北1-5-102）

■主　　催　社団法人日本縫製機械工業会（JASMA）

■特別開催協力　社団法人大阪国際見本市委員会

■後　　援　経済産業省　大阪府　大阪市　独立行政法人日本貿易振興機構
（ 予 定 ）　日本商工会議所　　大阪商工会議所

■特 別 協 賛　中国縫製機械協会（CSMA）／ドイツ縫製・皮革機械工業会（VDMA）

■協　　賛　一般社団法人日本機械工業連合会／全日本特殊ミシン工業会／
全国ミシン商工業協同組合連合会／一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会／
日本輸出縫製品工業協同組合連合会 ／日本アパレルソーイング工業組合連合会／
日本アパレル工業技術研究会／日本機械輸出組合／日本化学繊維協会／
一般社団法人日本染色協会／一般社団法人日本自動認識システム協会／
独立行政法人国際観光振興機構／協同組合関西ファッション連合／日本繊維産業連盟／
日本ニット工業組合連合会／一般社団法人日本インテリアファブリックス協会／
日本繊維輸入組合／日本ジャガード刺繍工業組合／日本繊維輸出組合／
日本不織布協会／一般社団法人日中経済貿易センター　（順不同）

■入　場　料　1，000円　（招待券持参者・事前登録者は無料）

2. 総合日程

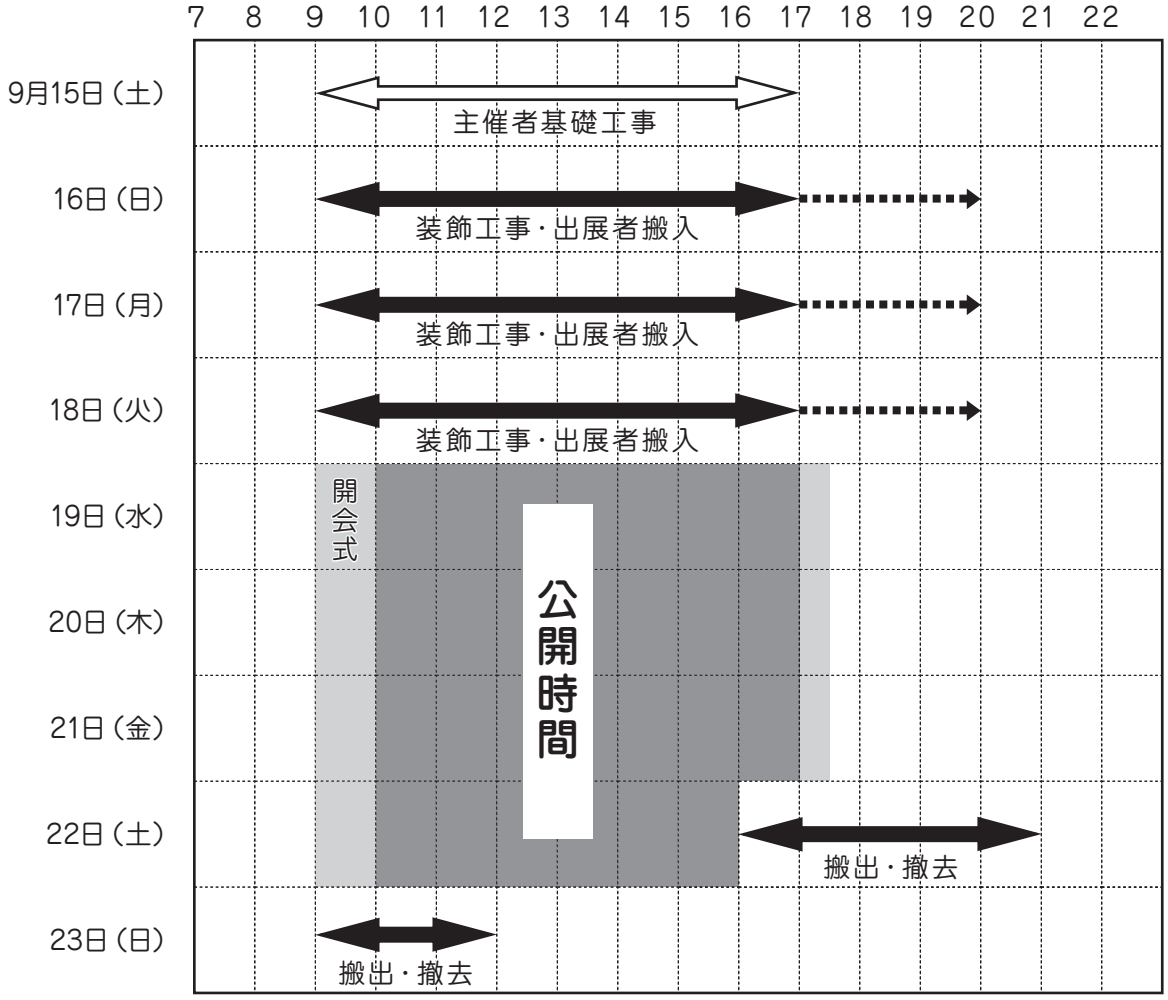

注）

1. 上記規定時間外での作業は、会場運営上原則として認められません。
2. 9月18日の搬入作業において、車両は15：00までに展示館外へ退出して下さい。
3. 搬入期間中の17：00以降の作業については、号館事務局への時間外作業届の提出が必要となります。
4. 上記規定時間外の作業の場合は、別途料金がかかります。

1. 会　　場

(1) 会場見取図

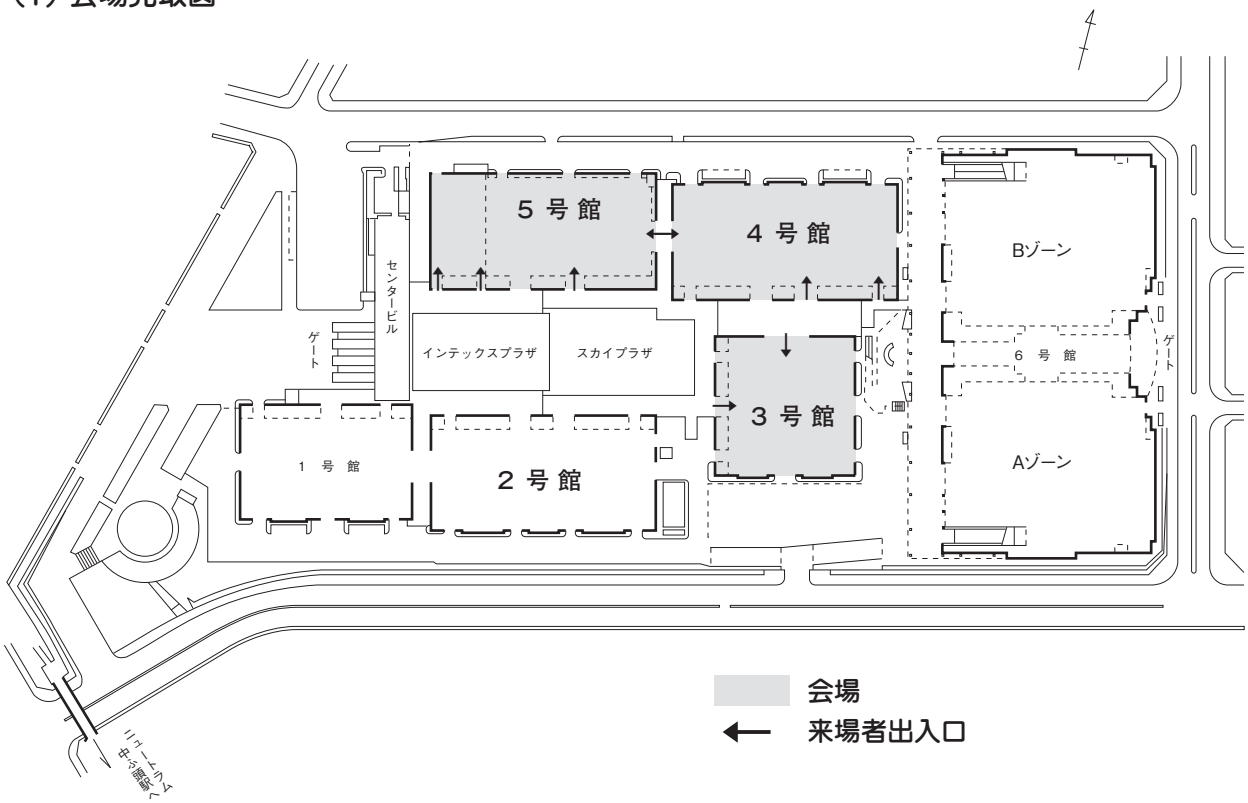

(2) 展示会場概要

(a)展示場の概要

展 示 館	展示場面積	床　面	床工事	天井高	床面の耐重量	搬入出口
3　号　館	5,119㎡	アスファルト舗装	可	15m	5t／㎡	4ヶ所
4　号　館	6,729㎡	〃	〃	12m	〃	5ヶ所
5号館Aゾーン	4,728㎡	〃	〃	12m	〃	3ヶ所
5号館Bゾーン	1,625㎡	コンクリート舗装	不可	5m	1t／㎡	1ヶ所
総展示場面積	18,201㎡					

（ｂ）会場内施設の概要

■会場内事務局

本部事務局　9月16日（日）～23日（日）まで本部事務局を設置し、JIAM 2012の総合的な開催運営業務を行います。

号館事務局　各展示館に9月16日（日）～23日（日）まで事務局を設置し、各展示館の運営、管理、事務案内等のあらゆる展示館業務を行います。

■インフォメーション・サービスコーナー

総合的な案内と各種サービス機能を備えた施設を設置致します。

総合インフォメーション

JIAM 2012 の総合的な案内

インテックス大阪インフォメーションセンター（西ゲート北側）

車椅子の貸出等のサービスを行っています。

9：00 ～イベント終了時間まで（但し、イベント開催期間のみ）

ビジネスセンター

場所：インテックス大阪インフォメーションセンター　センタービル1階

Tel：(06) 6612−8888　Fax：(06) 6612−0222

内容：セルフコピーサービス（モノクロ、カラー）ファクスサービス（送受信）

簡易名刺印刷、パソコン利用（インターネット利用可）、プリントアウト、ラミネート加工

宅配便等（有料）

宅配コーナー

センタービル 1 階　インテックスインフォメーションセンターにて受付

救急センター

センタービル 1階

また、インテックス大阪西ゲート向い側にある大阪府咲洲庁舎(旧 WTCビル)の1階に郵便局、銀行（三井住友銀行），コンビニエンスストアがあります。

■プレスルーム

会場内にプレスルームを設置し、報道関係へ情報を提供いたしますので、取材に対してのご協力をお願い致します。

(3)会場への交通案内

①交通アクセス

●大阪（梅田）・新大阪から（地下鉄を利用・所要約50分）
大阪（梅田）駅
新大阪駅→本町駅　→　コスモスクエア→中ふ頭駅（下車徒歩５分）

●天王寺駅から（地下鉄を利用・所要約45分）
天王寺駅→大国町駅→住之江公園駅→中ふ頭駅（下車徒歩5分）

●奈良から（近鉄奈良線及び地下鉄を利用・所要約70分）
近鉄奈良駅→九条駅→コスモスクエア→中ふ頭駅（下車徒歩5分）

●神戸から（阪神本線から阪神なんば線及び地下鉄を利用・所要約60分）
三宮駅→九条駅→コスモスクエア→中ふ頭駅（下車徒歩5分）

●神戸空港から（ポートアイランド線を利用、三宮駅まで所要約20分
三宮駅からのアクセスは上記を参照）

●大阪国際空港から（リムジンバス及び地下鉄を利用・所要約65分）
大阪国際空港→難波駅→住之江公園駅→中ふ頭駅（下車徒歩5分）

●関西国際空港から（リムジンバスを利用・所要約50分）
（南港→天保山〈海遊館〉→ユニバーサル・スタジオジャパン方面）
関西国際空港→ハイアット・リージェンシー・オオサカ正面玄関前（下車すぐ）

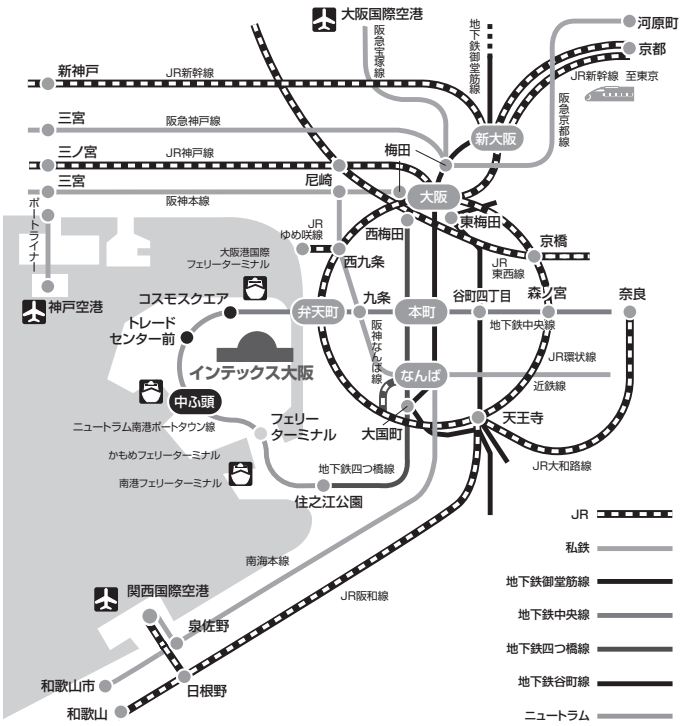

インテックス大阪周辺図

②関西国際空港・大阪南港間リムジンバス

（バスの発着場所）

インテックス大阪最寄り：発着ともハイアットリージェンシー大阪ホテルロビー玄関前
（インテックス大阪会場前）

関　西　国　際　空　港：（発）旅客ターミナル1階 国際線到着ロビー前3番乗り場
（着）旅客ターミナル4階 国際線出発ロビー前

バス運行時間表

（2012年4月1日現在）

ハイアットリージェンシー → 空港着	空港発 → ハイアットリージェンシー着
7：30 → 8：20	9：10 → 9：57
8：33 → 9：20	10：10 → 10：57
9：33 → 10：20	11：10 → 11：57
10：33 → 11：20	12：10 → 12：57
13：33 → 14：20	13：10 → 13：57
14：33 → 15：20	15：10 → 15：57
16：03 → 16：50	16：10 → 16：57
17：33 → 18：20	19：10 → 19：57
19：33 → 20：20	21：10 → 22：00

※道路事情により運行ダイヤが遅れる事もありますので余裕をみてご乗車下さい。

〈乗車料金〉

大人：1,500円

＊バス乗車の前に乗車券を下記の発売場所においてお買い求め下さい。

大阪南港：ハイアット・リージェンシー・大阪、ホテルコンシェルジェデスク
関西国際空港：乗り場最寄りの自動発売機

③自動車を利用する場合

（大阪中心部阪神高速環状線方面より）

阪神高速大阪港線 ➡ 天保山ジャンクション ➡ 港大橋 ➡ 南港北出口

阪神高速湾岸線 ➡

（関西国際空港方面より）

南港南出口

⇩

南港地域道路図を参照（下図）

⇩

インテックス大阪

（神戸方面より）

本町 ➡ 中央大通 みなと大通 ➡ 天保山 ➡ 大阪港 咲洲トンネル（有料）

（注意）

※大阪中心部（阪神高速環状線大阪港方面）及び神戸方面（阪神高速湾岸線）から来る場合は「南港北出口」より、大阪南部（関西国際空港方面）より来る場合は「南港南出口」より高速道路を降ります。

※大阪港咲洲トンネル（大阪港←→南港間）は有料海底トンネルです。

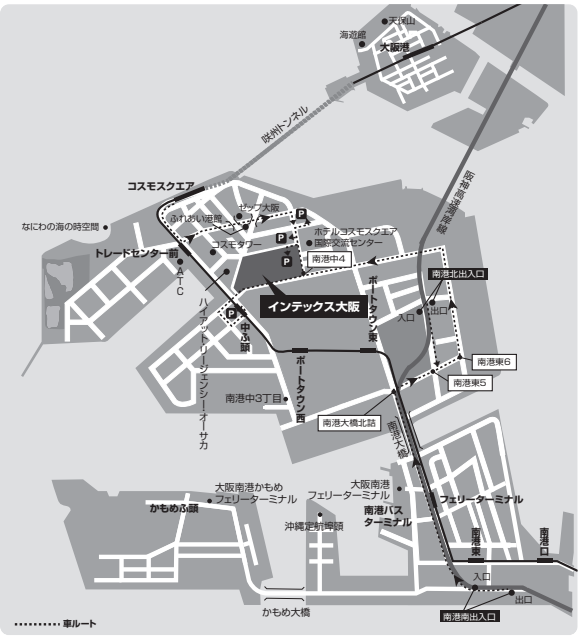

（通行料金） 普通車 100 円
大型車 400 円

（所要時間）

関西国際空港より	約 40 分
大阪空港（伊丹）より	約 1 時間
大阪駅より	約 30 分
新大阪駅より	約 40 分

（4）駐車場

① 駐車場概要

駐車場名	場　所	収容台数	利用可能	備　考
場内駐車場	展示館周辺	１５０台	乗用車・ライトバン	出展者専用
屋上駐車場	6号館屋上	９００台	車高2m以下の普通車	出展者・来場者
中ふ頭駐車場	中ふ頭駅前	９８０台	〃	〃
臨時駐車場	会場周辺	９００台	普通車	〃

②駐車場利用方法

出展者：場内駐車場は乗用車、ライトバン等に限り利用可能です。但し、収容能力に限度がある為、駐車券の発行枚数を下記のとおりと致します。

出展規模	駐車場発行枚数
1～ 9小間	1枚
10～19小間	2枚
20小間以上	3枚

来場者：上記来場者用駐車場を有料でご利用出来ます。

1. 一般規定・注意事項

（1）出展物

(a) 出展物は、JIAM 2012の開催趣旨、目的にそった品目のみ展示出来るものとします。

(b) 主催者は、その音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限または主催者の立場から見て、見本市の目的に合致しない展示物を禁止あるいは撤去させて頂く事があります。

（2）工業所有権出願前の発明考案にかかわる出展物の取扱い

特許法第30条(発明の新規性喪失の例外)及び商標法第9条(出願時の特例)の規定に基づく博覧会の指定制度は撤廃され、平成24年4月1日以降、特許法では、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公となった発明について(内外国特許公報等に掲載されたことにより公となったものを除く) は、新規制喪失の例外規定の適用を受けることができることとなり、また、商標法では、特許庁長官が定める基準に適合する博覧会への出品等は、出願前の特例の主張が出来ることとなります。

なお、詳細については特許庁総務部総務課指導班まで、お問合わせください。　03-3581-1101(内2109)

（3）出展物の管理と責任

主催者は、会期中における出展物の管理・保安について、警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、不可抗力原因による事故（天災、火災、盗難、紛失等）または、見本市が開催される土地・建物に起因する事故に関しては、その損失または損害について責任を負いません。

（4）事故防止と責任

(a) 出展者は、出展物や装飾物の搬入出、展示、実演などに当たっては事故の防止に努めて下さい。

(b) 主催者は、出展者の前項(a)に関する行為について、必要と認めた際には事故発生防止の為の処置を命じ、その作業の制限、もしくは中止を求める事があります。

(c) 出展者は、自己またはその代理人の不注意、その他によって生じた会場設備または見本市の建造物、もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

（5）出展者の小間への常駐及び小間運営責任者の登録

(a) 出展者は、必ず自社小間内に常駐し、来場者との対応、出展物の管理などに当たって下さい。

(b) 出展者は、展示会場に常駐する小間運営責任者を **出展手続書類No.1** **「小間運営責任者登録届」**により **8月31日（金）**までに**JIAMデスク**に提出して下さい。

（6）保　　険

主催者は、盗難保険、損害保険、賠償責任保険、財物毀損保険などの保険をかける事を出展者にお勧めします。

（7）出展物の即売禁止

(a) 出展者は、自社小間において出展物のカタログやパンフレット・製品見本等を自由に配布出来ます。

(b) JIAM 2012は、商談・契約などの商取引や製品・技術のPRを行う見本市であり、会期中における物品の即売行為は原則として禁止しております。（但し、書籍・出版物、小物類およびホームソーイング関連用品などの販売を希望される場合はJIAMデスクまで申請下さい。）

（8）実演・宣伝活動における禁止行為

(a) 出展者は、自社の小間以外での実演、宣伝活動などを行わないで下さい。

(b) 出展者は、実演または宣伝活動等の為に小間近くの通路が混雑する事のないようにして下さい。

(c) マイク及びAV機器等を使用して、商品説明や宣伝をする場合は、会場内の騒音対策または**周辺の出展者の迷惑等を考慮して、極力音量を押さえて実施して下さい。**主催者が妥当でないと判断した場合は、音量等の調整、または中止を求める事があります。

（9）写真撮影及び模写

（a）出展物の撮影等における禁止行為

当該出展者の許可なく、出展物の撮影、模写、測定、型取り等をする事は出来ません。

（b）自社小間の撮影

撮影に際しては、一般来場者の妨げとならないようにして下さい。また、規定作業時間外に撮影する場合は事前に会場運営事務局へ届け出て下さい。

（c）報道関係各者の撮影

主催者が許可した報道関係者及び事務局の撮影班には「プレスバッジ」を発行いたします。プレスバッジを着用したカメラマンの撮影に当たっては、出展者のご協力をお願い致します。

（10）小間転貸しの禁止

出展者が、主催者の許可なく第三者に小間を転貸し、貸与を行う事は禁止します。

（11）呼び出し放送の中止

外部からの呼び出しなどの場内放送は商談の妨げとなる為、開催期間中は原則として行いません。
但し、搬入・搬出期間中の出展者等の呼び出しは致します。

（12）出展者の清掃責任

（a）設営時に生じる角材、ベニヤ板、ダンボール、プラスチック、電線等の廃材・梱包材等は出展者自身で処理して下さい。

（b）小間内は、清掃用具をご用意の上、出展者自身で清掃して下さい。

（c）定められた期間を超えて、出展物、装飾資材等を会場内に残した場合は、主催者でこれを処分する事があります。この場合、その処分に要した費用および床面の汚れがひどい場合の清掃にかかった費用は出展者の負担となります。

（13）諸経費の出展者負担

（a）電気・圧縮空気・給排水・電話等の設備、招待券などを必要とする出展者は、出展手続書類によりお申し込みの上、主催者及び関係者の請求に基づき、それに要する料金をお支払い下さい。

（b）展示・実演及び搬入出作業など出展者の行為に関する費用、出展細則等に基づく展示装飾等の改修費用、さらに出展物に付保した損害保険料などはすべて出展者の負担となります。

（14）見本市開催の変更・中止

主催者は、JIAM 2012の会場が、社会情勢もしくは天災、事故、テロなどにより発生した施設上の諸問題、もしくは防疫等その他の不可抗力により開催が不適当であると認められる場合は、その判断によって会期の変更、もしくは開催を中止する事があります。主催者は、これによって生じる一切のリスクの負担と責任は負わないものとします。但し、事前に当見本市の開催を中止した時は、出展料等の既納料金の全額または一部を払い戻し致します。

（15）規定等の変更・追加

主催者は、止むを得ない事態が発生した場合、出展規定ならびに出展細則を変更する事があります。規定及び出展細則の変更・追加が生じた場合は、速やかに出展者に通知致します。

2. 入場方法

（1）出展者及び関係者のIDカード

（a）出展者用

搬入時から会期中を含む、搬出時までの全期間（9月15日～23日）において、事故及び盗難防止の為に、会場入場の際に、出展者証を着用して下さい。出展者証を着用していない方の入場はお断りしますので、全ての関係者に徹底するようお願い致します。（有効期間：搬入・搬出期間を含む会期間全日有効。）

●配付枚数：　3枚／小間

（b）施工業者用

施工業者の入場者証は、必要枚数を発行します。但し、施工業者用では開催期間中入場する事は出来ません。

（c）プレス用

プレスにはプレス専用のプレスバッジが発行されます。開催当日、登録所及びプレスルームでお渡し致します。

入場証の発行手続き方法

出展手続書類No.2　**「IDカード申込書」**により**8月24日（金）**までに**JIAMデスク**宛にお申し込み下さい。

（2）来場者の登録・入場

来場者は招待状、Web事前登録、当日券により、登録後入場出来ます。
すべての入場者は登録所にて登録後、入場者証を着用の上入場頂きます。

（3）招待状の取扱い

JIAM 2012では、出展者による顧客のご招待用に招待状を各社300部無料で配布します。
招待状の追加を希望する出展者は、出展手続書類No.3 **「招待状申込書」**により**8月24日（金）**までに**JIAMデスク**宛お申し込み下さい。なお、共同出展者を伴う出展者（代表出展者）については、代表出展者に一括して配布致します。

（4）来場者の入場者証

入場者証は、下記の9種類を作成いたします。
1、アパレルメーカー、2、縫製業　3、繊維・素材メーカー　4、機械・機器メーカー/機械・機器販売業
5、刺繍・プリント・染色・仕上げ業　6、インテリアメーカー　7、小売業・商社・製造小売業
8、専門学校・学生　9、一般（官公庁・団体・その他）

1. 搬入・搬出要領

（1）出展物の搬入・搬出期間

主催者基礎工事	９月15日（土）	
出展物の搬入	９月16日（日）～18日（火）	９：００～１７：００
出展物の搬出	９月22日（土）	１６：００～２１：００
	９月23日（日）	９：００～１２：００

(a) 搬入期間の作業時間は原則として９：００から17：００までです。但し、作業が規定作業時間外におよぶ場合は、時間外作業届を当日16：００までに号館事務局へ届け出て承認を得て下さい。20：００まで延長する事が出来ます。時間外作業届は、各館内の号館事務局に用意します。

(b) 搬入最終日の9月18日（火）は、通路上のカーペットの敷き込み工事を行う為、**搬入車両は15時までに館外へ退出して下さい。**

(c) 搬出は、9月23日(日)12：００ までに必ず完了して下さい。

(d) 規定時間外の作業は別途料金がかかります。

（2）搬入・搬出の手続き

(a) 出展者は **出展手続書類No.4** **「搬入・搬出届」**に必要事項を記入して、**8月24日（金）**までに**JIAMデスク**に届け出て下さい。また、事務局は出展者の搬入出希望日時を調整させて頂く場合があります。

(b) 搬入出期間中の搬入・搬出車両は**「搬入出車両通行証」**（巻末）をフロントガラスに必ず貼付して下さい。（必要枚数をコピーして使用ください。）車両通行証のない車両は出入り出来ません。

（3）搬入・搬出に関する注意事項

(a) 主催者は、警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、搬入・搬出時は必ず出展者が立ち会い、監視に当たって下さい。

(b) 搬入・搬出を行う関係者は、入場者証を必ず着用して下さい。

(c) 搬入・搬出時は大変混雑しますので、主催者及び警備員の指示に従って下さい。また、作業が終了次第、他の出展者に不都合が生じないよう、速やかに車両を移動して下さい。

(d) 出展物の開梱、梱包などの作業は必ず自社の小間内で行い、他出展者の作業の妨げにならないようにして下さい。

(e) 出展物、装飾物などの残材は、出展者の責任において必ず撤去して下さい。万一、会場内及び館内に放置した場合は、残材処理費を後日JIAMデスクより請求します。

(f) 宅配便等による小間内への搬入は、出展者が搬入業者に時間を指定し、出展者の責任において荷物を受け取って下さい。主催者が受け取りを代行する事はありません。

(g) 出展物の送り先は、搬入期間中に到着日を指定の上、次の事項を明記して下さい 。
会場所在地、会場名、号館名、小間番号、展示会名、出展者名

（出展物等送付先）

〒559-0034　大阪市住之江区南港北１－５－１０２
インテックス大阪　JIAM 2012
○号館　○○○号小間　○○○○社（出展者名）

（4）会期中の搬入・搬出に関する注意事項

会期中（9月19日～22日）の搬入・搬出はJIAMデスクの承認を得てから行って下さい。但し、原則として、この作業は開場時間外に行って下さい。

2. 搬入・搬出経路

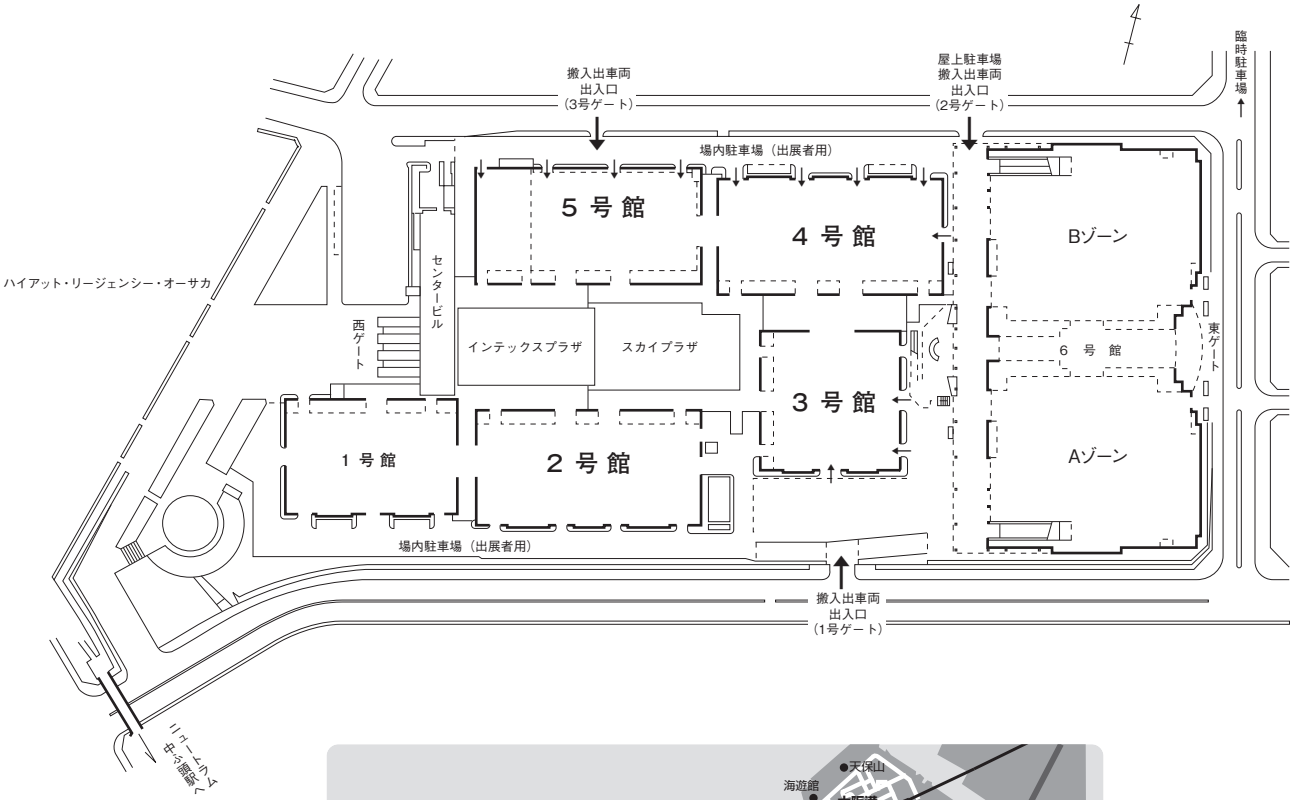
搬入出車両
出入口
（3号ゲート）
屋上駐車場
搬入出車両
出入口
（2号ゲート）
臨時駐車場
場内駐車場（出展者用）
5 号 館
4 号 館
Bゾーン
ハイアット・リージェンシー・オーサカ
センタービル
西ゲート
インテックスプラザ
スカイプラザ
6 号 館
東ゲート
3 号 館
1 号 館
2 号 館
Aゾーン
場内駐車場（出展者用）
搬入出車両
出入口
（1号ゲート）
リニューアル中の搬入口

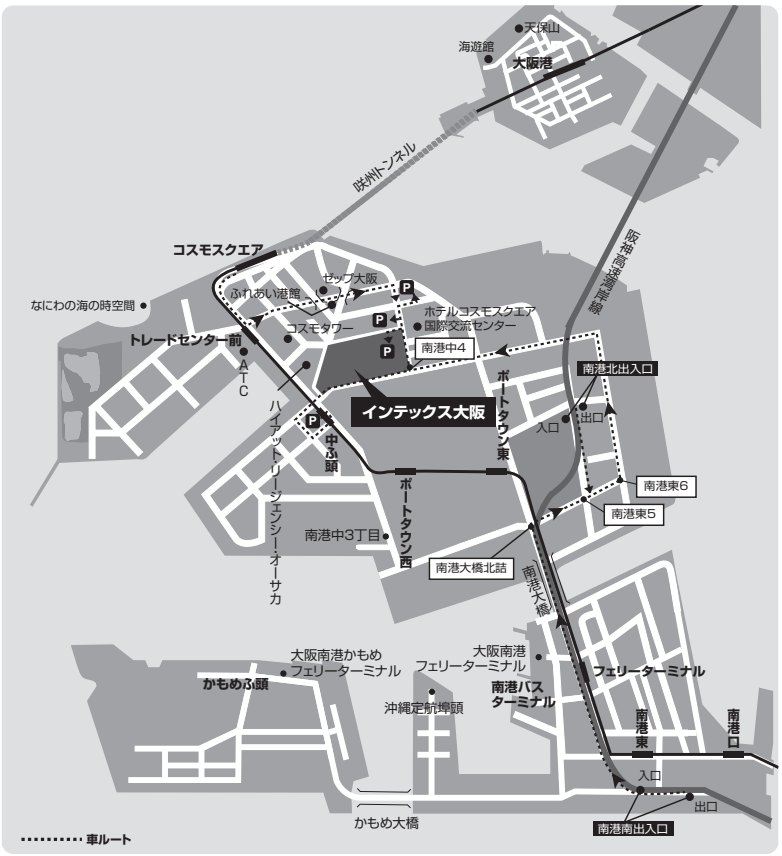
天保山
海遊館
大阪港
咲洲トンネル
コスモスクエア
ふれあい港園
セッツ大阪
なにわの海の時空間
ホテルコスモスクエア
国際交流センター
コスモタワー
トレードセンター前
ATC
南港中4
南港北出入口
インテックス大阪
ハイアットリージェンシー・オーサカ
中ふ頭
ポートタウン東
入口
出口
南港東6
南港東5
ポートタウン西
南港中3丁目
南港大橋北詰
南港大橋
大阪南港かもめ
フェリーターミナル
かもめふ頭
大阪南港
フェリーターミナル
フェリーターミナル
南港バス
ターミナル
沖縄定航埠頭
南港東
南港口
入口
出口
かもめ大橋
南港南出入口
車ルート

3. 搬入出作業の斡旋

（1）搬入出作業の斡旋

搬入･搬出作業の円滑化を図る為、JIAMデスクでは物流業者を斡旋します。利用を希望する出展者は下記の業者または、次ページの指定通関業者までお問い合わせ下さい。

（2）会場内宅配サービス

会場内には国内外の宅配便サービスを請け負う業者が常駐しております。事前または会期中にご利用を希望する場合は、下記の業者へ直接お申し込み下さい。

ヤマト運輸株式会社　南港東センター営業所
〒559-0032　大阪市住之江区南港東4―11―99
TEL：(06) 6569－6712　　FAX：(06) 6612－8911
担当：景山（カゲヤマ）

4. 保税出展物の取扱い

（1）保税出展物

ここにいう保税出展物（装飾資材を含む）とは、その製造（生産）国が外国であって、まだ日本において通関手続きを完了していない外国貨物を指します。外国製品であっても、すでに通関済みのものは除きます。

（2）保税展示場

保税出展物を有する出展者の展示館は、搬入･搬出期間及び会期中、関税法上の保税展示場として大阪税関から許可されます。該当する出展者は **出展手続書類No.5** **「保税展示物品通知書」**にて **8月3日（金）**までに**JIAMデスク**に提出して下さい。

（3）指定通関業者

保税出展物の搬入･搬出、その他の取扱いについては、所定の手続きによる税関の承認あるいは許可が必要となり、これらの業務を代行する通関業者について主催者では下記の業者を指定しています。従って、出展者は出展物を保税で展示する場合、出展者の使用する運送業者に下記の中から通関業者を選定するように指示して下さい。

指定通関業者一覧表（50 音順）

株式会社上組　大阪支店 〒5520051　大阪市港区築港 2-1-27 TEL：06-6576-4133　FAX：06-6574-1700 Mail：t_takada@kamigumi.co.jp 担当：高田	日本通運株式会社　大阪国際輸送支店 〒552-0021　大阪市港区築港 2-7-9 TEL：06-6572-5383　FAX：06-6572-5591 Mail：hix-tanaka@nittsu.co.jp koa-yamaguchi@nittsu.co.jp 担当：営業第 3 グループ　田中・山口
山九株式会社　大阪支店 〒552-0021　大阪市港区築港 2-1-30 TEL：06-6573-3939　FAX：06-6573-1396 Mail：nyoneda@sankyu.co.jp 担当：営業グループ　米田	郵船港運株式会社 〒550-0011　大阪市西区阿波座 1-4-4 野村不動産四ツ橋ビル 9 階 TEL：06-6538-2944　FAX：06-6538-2890 Mail：minoue@yusen-koun.co.jp fhara@yusen-koun.co.jp 担当：井上・原

注）カルネ通関に関しては、個別に上記通関業者にご相談下さい。

1. 小間位置の決定

小間位置は出展規模、出展製品、実演の有無等を考慮して主催者が決定します。また、主催者は入場者整理の都合上、あるいは展示効果向上の為に小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。但し、主催者が必要と認める場合以外にはそのような変更は行なわれず、また変更が必要な場合は、出展者にその旨を通知するものとします。なお、出展者は、小間位置の変更に対する賠償請求は出来ません。

2. 展示装飾の施工及び撤去の期間

●主催者基礎工事　9月15日（土）　9：00～17：00
●出展者施工工事　9月16日（日）～18日（火）　9：00～17：00
（9月18日　車両は15:00までに館外へ退出して下さい）
●出展者撤去工事　9月22日（土）16：30～21：00
9月23日（日）　9：00～12：00

※9月16日～21日の17：00以降の作業については、号館事務局へ時間外作業届が必要となります。

3. 展示装飾の共通制限

展示装飾については、全体的に規格を統一して美観を保つとともに、出展物が効果的に展示されるよう全出展者に共通の制限を行います。従って、施工作業ならびに実演等の実施に当たっては、本セクションを遵守して下さい。
万一、この規則の趣旨に合わないものと主催者が認めた時には、注意または工事の変更、中止を求めます。
また、出展物等の展示装飾の作業は、必ず自社小間内で行って下さい。

4. 展示物の高さ制限

（1）出展物の高さ制限はありません。但し、出展物本体の高さが装飾物の高さ規定（P22参照）を超えるものを持ち込まれる出展者は、**8月24日（金）**までに**JIAMデスク**に図面を提出のうえ、JIAMデスクとご相談下さい。

（2）保守上及び展示の公平を期する為、展示台の上に乗せた出展物が装飾物の高さ規定を超える事は認められません。

5. 基礎装飾（主催者で施工する装飾）

単列小間や複列小間について、下記の内容の基礎装飾を主催者の負担において施工します。但し、独立小間については、墨出しのみとなります。

（1）基礎小間の形態（1 小間の場合）

1 小間＝W3m×D3m×H2.7m

通常小間

■システム基礎小間

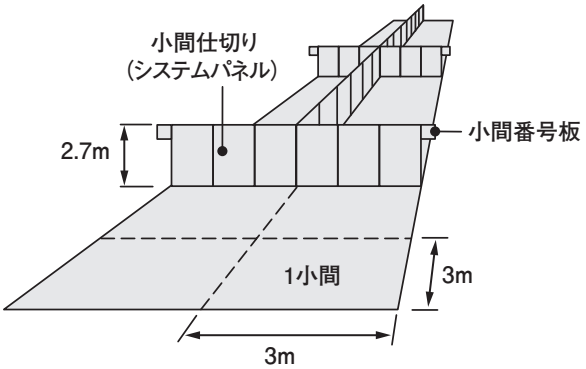

後壁、側壁（白色・塩ビシート貼）
小間番号板（1 枚）
※上記以外の設備（カーペット、照明、展示台、リース備品等）は出展者においてご準備下さい。

パッケージ小間

B1.1小間

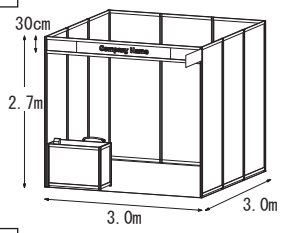

設備内容

パンチカーペット、パラペット、社名板（1枚）、小間番号板、受付カウンター（1台）、パイプイス（2脚）、貴名受、蛍光灯（40w×2個）、コンセント（2口を1箇所、ブース合計で1kwまで使用可能）、ゴミ箱

B2.2小間

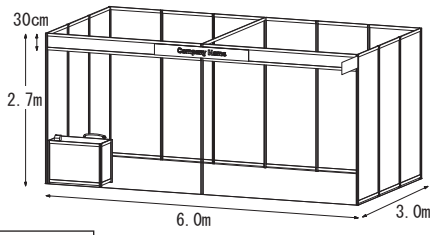

設備内容

パンチカーペット、パラペット、社名板（1枚）、小間番号板、受付カウンター（1台）、パイプイス（2脚）、貴名受、蛍光灯（40w×4個）、コンセント（2口を1箇所、ブース合計で1kwまで使用可能）、ゴミ箱

B3.3小間

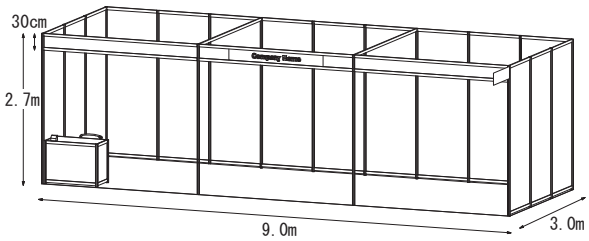

設備内容

パンチカーペット、パラペット、社名板（1枚）、小間番号板、受付カウンター（1台）、パイプイス（2脚）、貴名受、蛍光灯（40w×6個）、コンセント（2口を1箇所、ブース合計で1kwまで使用可能）、ゴミ箱

ブロック小間の場合

［墨出し例］

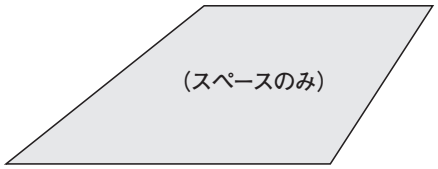

180m²（20小間）以上

（注）１．独立小間の場合は、土間にテープ等で小間位置を表示（墨出し）した後、お引き渡しします。
２．壁面、パラペットはつきません。
３．小間番号は、主催者で用意しますので、通路に面した見やすい位置に掲出して下さい。

（2）小間の仕切

（a）各小間相互の境界及び壁側に、高さ 2.7m のシステムパネル（白色）を設置します。なお、この小間仕切の移動、撤去、変形等は出来ません。

（b）間柱の幅分だけ小間のスペースが狭くなりますのでご了承下さい。

（c）角小間の場合は、通路側の壁面は設置致しませんので、造作的に仕切が必要な場合は、事前に JIAM デスクまでご連絡下さい。

（d）小間仕切パネル及び柱への釘打ち、塗装、紙張り等の直接施工は出来ません。

（注）１．２小間以上の場合、その中間壁は設けません。
２．角小間の場合、通路側の側壁は設けません。

（3）小間番号板

全出展者の小間仕切ごとに統一規格による小間番号板を取り付けます。

（4）基礎小間施工者

基礎小間等に関するお問い合わせは、下記施工者にご連絡下さい。

サクラインターナショナル株式会社
〒545-0022 大阪市阿倍野区播磨町１－22－11
TEL：（06）6624－3601　FAX：（06）6624-3602
担当：中岡・出口・楊（ヨウ）

（5）その他の工事

（a）小間以外の公共スペースは、主催者が定めた統一デザインによる装飾を行います。
（各号館の出入口・受付・通路カーペット等）

（b）来場者に会場内を安全に参観、歩行して頂く為に、誘導表示看板を配置します。

6. 二次装飾（出展者による装飾）

（1）小間内の展示施設・装飾の施工業者選定

基礎装飾後の二次装飾は出展者の希望により、業者を選定し、施工して下さい。
装飾業者を必要とされる出展者には主催者が斡旋致します。

（2）業者登録

出展者は、施工業者を **出展手続書類No.6** **「装飾施工届」**にて**8月24日（金）**までに**JIAMデスク**へ届け出て下さい。

7. 装飾規定

（1）装飾物の高さ規定

●単列小間、複列小間の展示装飾については、高さ2.7メートルを超えて施工は出来ません。但し、**隣接小間と壁面及び通路より小間内に1m入った位置から内側は高さ4.5m**まで装飾が可能です。
●独立小間の展示装飾については、高さ3メートルを超えて施工は出来ません。但し、周辺通路より小間内に1m入った位置から内側は高さ4.5mまで装飾が可能です。
●出展物及び装飾物の上部がその形状により通路上にはみだして展示する事は出来ません。

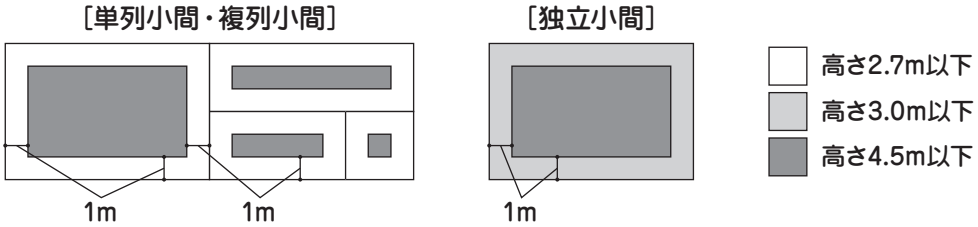

（2）全面壁の禁止

通路に面して壁面等構造物を設置する場合、会場全体の見通しを良好にする為、構造物の寸法（幅）は合計で**小間一辺の1/2以下**とします。残る1/2は原則としてオープンとし、展示効果上止むを得ない場合のみ、見通しのきく構造（ガラス窓、ルーバー、高さ90cm以内の壁面・棚など）として下さい。

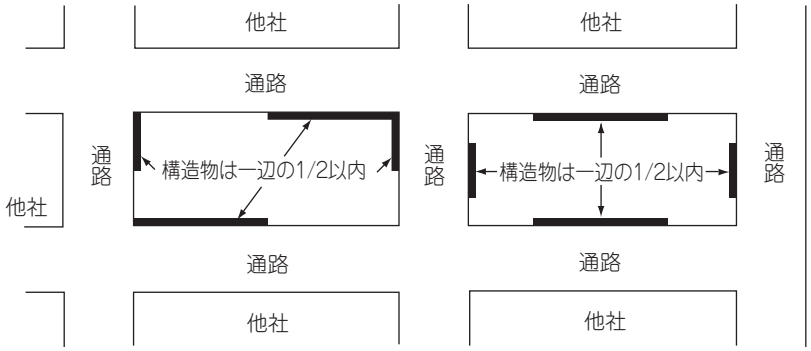

（3）天井張り・屋根構造の禁止

小間内に商談室・更衣室・電話室等を設置する場合、高さ2.7m以内として下さい。また、これらの施設が天井を覆う場合は、所轄消防署への届出と火災報知設備が必要になります。

●火災報知設備

煙感知器設置基準

①設置基準面積は、150㎡以内に1個設置して下さい。

②小間内に部屋を設ける場合には、1部屋に1個設置して下さい。但し、各部屋の側壁上部に30cm以上の空隙を設けた場合は、150㎡に1個設置すれば認可されます。

③天井が布張りの場合でも煙感知器の設置をして下さい。

④天井をメッシュ、ルーバー、ガラリー状等で設置し、大半天井に空間がある場合には煙感知器の設置は不要です。

⑤天井を設置した場合でも、奥行き3m以内で片面を全面開口にした場合は、煙感知器の設備は必要ありません。但し、開口面において上部から60cm以上の仕切りを設けた場合には、煙感知器の設備が必要となります。

煙感知器設置工事施行方法

①工事内容

煙感知器の取り付け。煙感知器から受信器までの配線。受信器の取り付け。

受信器は各号館に1台設置し、防災センターに連絡します。

取り付ける出展者が複数の場合は共同で設置する事が出来ます。

②施工業者と届出

施工は、各館の電気幹線工事業者が行い、所轄消防署への「届出」は施工業者が代行します。

（工事費は全て出展者の負担となります。）

③本工事は消防整備士の免許証を持った者でなければ施工出来ません。

天井及び屋根の装飾規制例

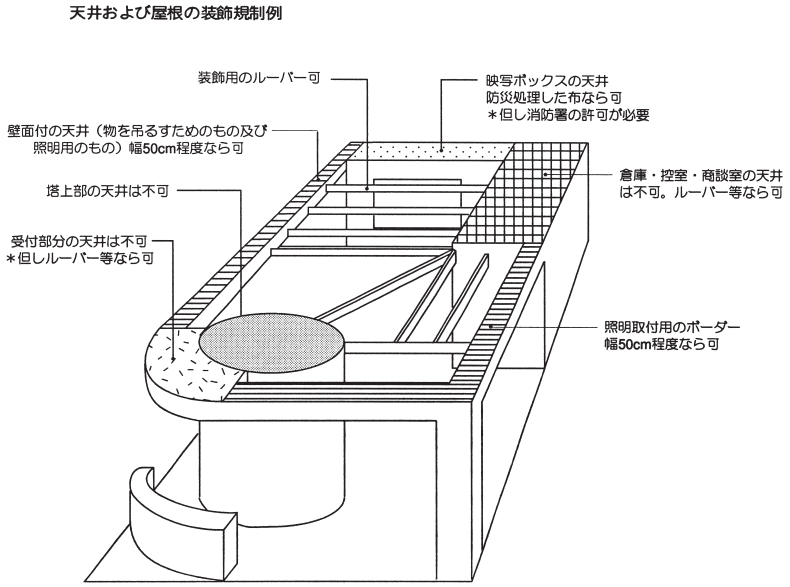

（4）装飾資材

展示館では消防法第8条の3により、一定の基準の防火管理と設備が義務づけられています。
下記の項目については、万全を期して下さい。

①展示用合板、カーペット、カーテン類は防炎性能を有し、「防炎ラベル」が貼付されたもの以外は使用出来ません。

②防炎合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾、貼付する場合は、防炎性能を有するものを使用して下さい。但し、薄い布紙を防炎合板に全面密着して使用する場合は、さしつかえありません。

③カーテン、幕類、クロス、布紙、その他装飾材料で可燃性のものを使用する場合、すべて浸漬加工の防炎処理済のシールが付いたものを使用して下さい。

④発泡スチロールなどの石油化学製品（ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロン、ホンコンフラワーなど）は使用出来ません。但し、スチロールなどを切文字程度で、来場者の手の届かない場所での使用は除外します。

⑤防炎処理ができない布は使用出来ません。（のぼり、旗などご注意下さい。）布製品に対する防炎処理は浸漬により行う為、アクリルやポリエステルが20％以上含まれているものは防炎二次加工が出来ません。
（これは、防炎二次加工は繊維に薬液をしみ込ませる為、液体が繊維の間に入り込む綿、麻などの天然繊維やレーヨンが材料でないと防炎の効果がない為です。）

⑥特異な装飾材は資料持参のうえ、事前に住之江消防署の承認を受けて下さい。

（5）その他装飾・施工上の注意事項

展示装飾の実施に当っては、なるべく会場全体の見通しを保持し、全出展者の展示効果が向上するよう考慮のうえ、他社の迷惑にならないような展示・装飾を計画して下さい。

①**主催者が施工する基礎装飾物の取り外しは出来ません。**

②施工に当たっては、予め施工（装飾）業者の工場で造形・加工を行い、会場においては組み立て程度の最小限の作業にとどめて下さい。

③展示装飾及び出展物を会場の天井、柱、壁などの既存のものから吊り下げたり、もたせかける事は禁止します。

④施工及び資材の運搬に当っては、会場設備、電気・電話・水道等の設備、基礎小間、他社の装飾・出展物などを損傷しないよう十分注意して下さい。万一損傷した場合は、理由のいかんにかかわらず原状回復の責務を負って頂きます。

⑤小間内床にカーペットを敷く場合は、全て弱粘性両面テープで固定して下さい。ボンドなどの接着剤の使用は出来ません。

⑥作業によって生じた屑、廃材は、毎日必ず持ち帰って下さい。

⑦電気･ガスなどによる溶接、その他で火気を使用する場合は、予め主催者に届け出て承認を受けてから行って下さい。また、作業中は必ず消火器を手元に置いて下さい。

⑧会場内では、必ず自社の小間内で作業を行って下さい。通路または他の小間に資材を放置したまま作業をする事を禁じます。撤去時の場合もこれに準じます。

⑨消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル、誘導灯などを装飾物などで隠さないで下さい。また、その付近には使用の際に障害となる陳列をしたり、工作物、その他の物品を放置しないで下さい。

⑩原則として、会期中は展示設備の交換や装飾の模様替えをする事は出来ません。

⑪装飾上のネオンサイン、またはこれに類するものの使用、造作は禁止します。
⑫出展者は、出展物から特殊な臭い、煙等が発生する恐れがある場合、予めJIAMデスクに申し出て下さい。
⑬通路に面して、小間内の装飾物に扉を設置する場合は、**内開き**（扉が開いた状態で通路にはみださない状態）にして下さい。
⑭**通路にはみ出した照明機器の取り付けは禁止します。**
⑮通路面の照明機器は直接手に触れないように隠蔽して下さい。

（6）作業中の喫煙の禁止

展示館内は禁煙となっています。喫煙は所定の場所でお願いします。

（7）規定の遵守

禁止事項に違反した場合、または規定に合わない不完全な装飾だった場合には、工事の変更、中止、または撤去を命ずる事がありますので、計画・設計に際しては十分にご注意下さい。
主催者及び関係官公署は、これによって生ずる損害、費用の増加、その他の不測の事態については責任を負いません。

8. 重量出展物の取扱い及び床面工事

（1）重量出展物等の展示に際する床面補強

床面は耐重量が1㎡あたり5トンのアスファルト舗装になっている為、重量出展物を展示する場合は、特定の場所に重量が集中しないよう鉄板、木材などを使用して重量の平均化を図って下さい。また、ピット及びピット付近にはできるだけ荷重をかけないように配置して下さい。

5号館 B ゾーン床（耐重量 1t/ ㎡・コンクリート舗装）は、構造上アンカーボルトを打ち込む事は出来ません。

（2）床面工事の施工方法

機械の据付、実演等の為床にアンカーボルトを設置する場合は、ピット蓋部分及びピット内には打ち込む事は出来ませんのでご注意下さい。

機械実演等の為に、コンクリート基礎工事等の床面工事を施工する場合はアスファルトをカッターで切断する方法で行って下さい。

（3）施工届の提出

床面工事をする出展者は、事前に設計図2部を添えて、 **出展手続書類No.7** **「床面工事施工届」**を **8月24日（金）**までに**JIAMデスク**まで提出して下さい。

（4）原状回復

床面工事にともなう原状回復及びアンカーボルトの撤去は、出展者の責任において行って下さい。もし、その回復が十分でなく、また指示された期間内に回復されず主催者がこれを代行した場合は、回復に要した費用は出展者の負担となります。

（参考）
床構造図

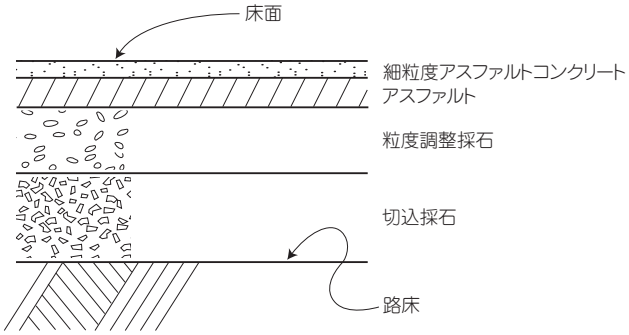

・2～5（A）号館ピット構造図

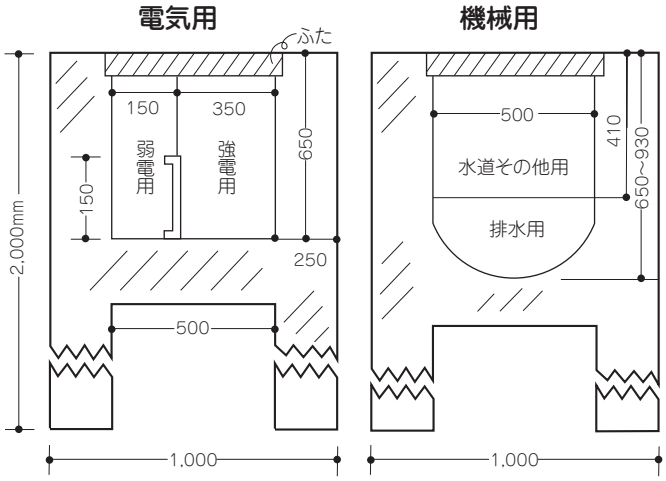

1. 禁止行為

展示会場では、燃えやすい木・紙・油などをはじめ、高圧ガス・液化ガスなどが使用されており、非常に危険です。普段なら何でもない行為が思いがけない大惨事を招く可能性があり、また、所轄消防署からの許可条件も年々厳しくなっています。
この項は特に大切ですので、ご熟読のうえ、防火・防災に心がけて下さい。

(a) **喫煙行為は禁止されています。**
所轄消防署の指導により、各出展者の展示小間内に喫煙所を設ける事は出来ません。
喫煙は、所定の喫煙場所をご利用下さい。

(b) **裸火の使用は禁止されています。**
裸火とは
①気体、液体、固定燃料を使用する火気器具などで、炎・火花を発生させるもの、または発熱部を外部に露出するもの。
②電気を熱源とした器具で発熱部が赤熱して見えるもの（電気コンロ、電気ストーブ、電熱器など）、及び外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、瞬時に着火（表面温度488℃）するおそれのあるもの。
※但し、発熱物が焼室、風道、庫内に面しているトースター、ホットプレート、ヘアドライヤー、電気フライヤー、オーブンなどは除きます。

(c) **次の危険物の持ち込みは禁止されています。**
①消防法で定める危険物（ガソリン、灯油、重油、作動油、印刷インク、機械内蔵油、洗浄油、動植物油など）

危険物の種類（消防法で定める危険物）

第 1 石油類 （引火点 21℃未満のもの）	ガソリン・ベンジン・シンナー・アルコール類
第 2 石油類 （引火点 21 ～ 70℃未満のもの）	灯油・軽油・洗浄油・テレピン油・アルコール等
第 3 石油類 （引火点 70 ～ 200℃未満のもの）	重油・マシン油・潤滑油等
第 4 石油類 （引火点 200℃以上のもの）	ギヤー油・シリンダー油・タービン油・作動油等 動植物油類（不燃性容器に収納密栓され、貯蔵保管されているものを除く）

＊切削油については水溶性をご使用下さい。

②指定可燃物
（ラッカーパテ、パラフィン、プラスチック原料等消防法及び火災予防条例で定める指定可燃物）
③可燃性ガス（プロパン、アセチレン、水素など一般高圧ガス、保安規制で定める可燃性ガス）
④マッチ
⑤火薬類

2. 禁止行為の解除条件

前述の「禁止行為」のうち、出展物実演の為に止むを得ない必要最小限度のものに限り、以下の承認要件をもって事前に申請し、所轄消防署の承認を受けた後、会場内への持込み及び実演が可能となります。
なお、申請を行っても不適切な処置があった場合は、承認されない事があります。また、解除事前申請をしないで、禁止行為を行っていた場合は、ただちに使用を中止して頂きます。

（1）裸火の使用

①同一形式の火気器具は1点のみとする。
②気体燃料の消費量は、1機種につき5万kcal/h以下とし、必ずガス漏れ警報器を設置する。
※1社で使用するガス機種容量が止むを得ず100,000kcal/h以上になる場合は別途申請が必要になります。この場合様々な制約･条件が必要になる場合がありますのでお早めにご相談下さい。
③固体燃料の消費量は、1日につき木炭15kg、れん炭10kg、その他5kg以下とする。
④液体燃料（灯油など）の使用は禁止とする。
⑤ローソク、キャンドルランプ、調理用固形アルコール燃料の使用は禁止とする。
⑥裸火使用箇所の周囲は、不燃材（プラスターボード等）で被覆する。
⑦裸火使用箇所と危険物品、その他易燃性の可燃物は水平距離で5m以上離す。
⑧フライヤーなど煮沸器具を使用する施設は、来場者にやけどなどの危害を及ぼさないよう保護措置を講ずる。
⑨火花が発生する器具の場合は、床に敷物などを使用しない。
⑩火気使用器具は、容易に移動しないよう固定する。
⑪使用場所までのガス配管は、金属パイプを使用する。
⑫消火器を必ず備え、かつ表示をする。
⑬金属などを加温する為にバーナ、トーチランプを使用する場合は、開場時間外（10:00以前または17:00以降）とし、如何なる理由でも開場時間中の使用、展示館内持ち込み、及び保管は禁止とする。
⑭裸火を使用する機器は転倒防止の為固定するようにして下さい。

（1）危険物品の持ち込み

①危険物品は、非常口などの避難施設から水平距離6m（危険物持ち込み量が多い時は10m）以上離す。
②危険物品は、火気使用場所から水平距離で6m以上離す（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの安全措置を講じた場合を除く）。
③危険物品の持ち込みは、実演に必要な最小限の量で1日の使用分のみとする。
④燃料等の補給は、開場時間内には行わない。
⑤危険物品は、浸潤・揮発などで引火・着火の危険がないよう厳重に保管する。
⑥危険物、指定可燃物の煮沸行為における油量は80％以下とする。
⑦展示のみに持ち込む危険物容器は空き缶とする。
⑧展示・陳列用の車輌の燃料は抜いておく。
⑨接触、混合発火する恐れがある危険物は同一の場所で取り扱わない。
⑩空き缶、残油は必ず持ち帰り、小間内には置かない。

⑪可燃性蒸気の発生が著しい機器を使用する場合は、当該蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設ける。
⑫危険物品を小間内に持ち込んだ場合には、必ず粉末消火器を備え、かつ表示する事（裸火用との兼用可）。
⑬不燃性ガス（窒素ガス、フロンガス、ヘリウムガス、酸素ガスなど）を使用する為に高圧ガスボンベを会場内に持ち込む場合は、下記の点に注意する。
・点検を常時行い、ガスの漏洩を防止する事
・ボンベの転倒防止措置を必ず施す事
・実演用以外の使用はしない事
⑭機械本体と別になっている油槽は、法規制の対象となるので、所轄消防署の水張・水圧検査を受けた油槽を使用する。

3. 禁止行為解除事前申請

火気･危険物品の使用については、前記「2. 禁止行為の解除条件」を前提に、主催者が一括して所轄消防署に許可申請を提出し、所轄消防署の承認のもとに使用が可能になります。

（1）火気使用・危険物持ち込み申請

火気・危険物品等を取扱う出展者は、出展手続書類No.8 **「火気・危険物等に関する申請書」8月3日（金）**までに**カタログ1部**を添えて**JIAMデスク**に提出して下さい。

全出展者の方へ
大阪市火災予防条例により、**火気・危険物品のある小間には、全て消火器の設置が義務づけられています。**

※追加申請は出来ませんので、指定期日までに必ず関係書類を提出して下さい。

1. 電気設備工事

（1）会場内の一般照明

展示館の一般照明設備は、会場既設の蛍光高圧水銀灯で、各館の平均照明は400ルクス～500ルクス程度です。

（2）供給電気方式

小間への電気供給は、主催者が出展者からの申し込み容量に基づき、動力及び電灯配線を幹線工事として行います。

小間に供給する電気方式は、下記の通りです。

電気方式	電　圧	周波数	容　量
交流単相２線式	100V	60Hz	3kWまで
交流単相３線式	100/200V	60Hz	3kW以上
交流３相３線式	200V	60Hz	すべての容量

※上記以外の特殊電源は基礎幹線工事の範囲では供給出来ませんのでご注意下さい。

（3）電気供給の申し込み

出展者が小間内で電気を必要とされる場合は、**出展手続書類No.9**「**電気供給申込書**」により希望容量をkW単位で記入し、**8月3日（金）**までに**JIAMデスク**宛お申込下さい。

※２４時間送電を希望される出展者は、その旨申込書図面上に「２４時間送電」と明記して下さい。

（4）電気工事の範囲

（a）主催者は、No.9「電気供給申込書」に基づき電気供給幹線を小間内まで配線し、開閉器を１ヶ所設置します（幹線工事）。

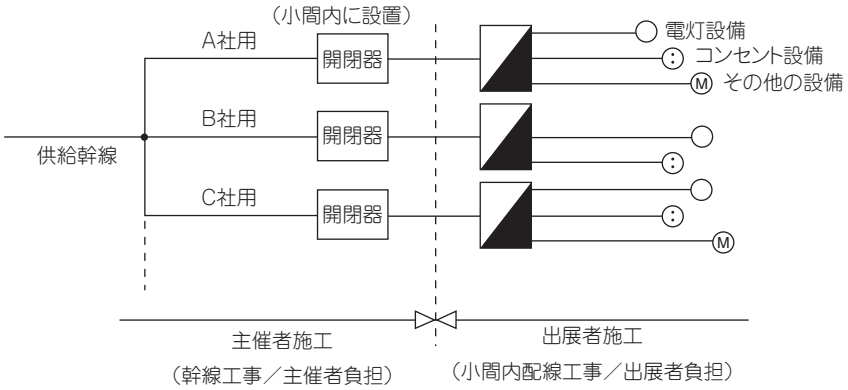

①小間内に主催者が設置する開閉器の設置希望位置を、**出展手続書類No.10**「**電気工事申込書**」の「小間内配線工事設計図」に明記して下さい。

※ 幹線工事については、現場での変更が出来ませんのでご注意願います。

②電源希望位置及び開閉器設置希望位置の記入がない場合は、後壁または左右いずれかの小間仕切りに、床から1mの高さの位置に設置します。

なお、併せて電源希望位置及び単線結線図を、必ずご記入の上ご提出下さい。

③幹線工事の配線がピット位置の都合上、小間内及び小間前の通路を横断する個所がありますがご了承下さい。

（b）開閉器からの小間内の照明及び各機器への配線工事は、出展者で行って下さい。

①小間内配線工事は、ご希望により幹線工事業者でも行います。P34 の工事者に直接お申し込み下さい。（別途有料）

（5）電気設備費用（幹線工事費及び電気使用料金）

（a）電気幹線工事費及び電気使用料金は、電灯・動力ともに下記の料金により出展者に負担して頂きます。

8,400 円／ kW

※1kW 未満は切り上げとします。（例　0.6kW＝1kW）

※消費税込

（b）幹線工事費・電気料金とも **出展手続書類No.9** **「電気供給申込書」**により計算し、幹線工事の施行業者から直接ご請求致しますので、後日速やかにお支払い下さい。また、会期中に **出展手続書類No.10** **「電気工事申込書」**と、実際の工事実績の差異を確認したうえで、差額をご請求致します。

※幹線工事費や電気使用料金等に変更が合った場合は、それに準じます。

（c）万一、申し込みの容量に変更があった場合は、必ず速やかに申込書の控えに追記し再提出して下さい。

（6）小間への送電

（a）通常送電

9月17日（月）	13：00～17：00
18日（火） ～ 21日（金）	9：00～17：30
22日（土）	9：00～16：30

※送電開始時期は上記を目途としますが、施工の都合により遅れる事もあります。

※送電開始は、各社の工事進捗状況と安全を確認してから系統別、各社別に行います。

（b）規定期間外送電

上記通常送電期間外に機械の調整、試運転等の為、特に電気の供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給致しますので、事前にＪＩＡＭデスクにご連絡下さい。

（c）24時間送電

24時間送電が必要な場合には、必ず **出展手続書類No.9** **「電気供給申込書」**に記入して下さい。その場合、費用は別途となります。

なお、**２４時間送電可能開始日は 9 月 18 日（火）9:00 以降となります。**

（7）小間内電気工事の留意事項

（a）工事内容の確認

出展者は、**出展手続書類No.9**「**電気供給申込書**」の内容と工事の施工内容に違いがないかを確認して下さい。もし、変更があった場合には、速やかにJIAM事務局へ申し出て変更の承認を受けて下さい。

（b）電気工事士免許証の携帯

出展者が行う小間内配線工事は、必ず電気工事業の登録をしている業者に依頼して下さい。また、電気工事を行う全ての作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく免許証を携帯しなければ工事を行う事が出来ません。

（c）小間内配電盤

①2回路以上の設備になる場合は、主開閉器及び分岐開閉器（なるべく電流制限器を使用）を設けて下さい。開閉を目的としたカットアウトスイッチの使用は認められません。

②小間内配電盤には、電気工事者名及び連絡電話番号を記入するか、ネームプレートを貼付して下さい。

③配電盤は、出展者・装飾関係者・電気工事者で打ち合わせを行ってから、点検、保守の容易な場所に設置して下さい。

（d）漏電ブレーカーの設置

小間内で電気供給を受ける全ての出展者は、自社の展示品ならびに共通供給幹線を使用する隣接小間の保護の為、漏電ブレーカーを設置して下さい。漏電ブレーカーが設置されていない場合は電気供給を行いません。

（e）工事材料

①電気工事に使用する材料は、なるべく新品で適正規格である事を要します。

②電気用品安全法の適用を受ける電気用品については、経済産業大臣の形式承認を受けたマーク入りのものを使用して下さい。

③電気工事に使用する電線・材料・機械類は電気用品安全法の規制を受けるので、日本製品を使用して下さい。止むを得ず外国製品を使用する場合は、法規に基づく許可を得てから使用して下さい。

（f）高力率照明器具の使用

蛍光灯、高圧水銀灯の放電灯は、高力率の安定器を使用して下さい。

（g）起動補償器

7.5kW 以上のモーターには起動補償器を取り付けて下さい。

（h）配　　線

①照明器具、小型電気器具等の配線に際しては、コードの流し引き等をしないように心がけて下さい。

②電源の接続には、圧着端子を使用して下さい。

③電熱線の露出した電熱器及びネオンは使用出来ません。

④対地電圧が 150Vを超える機器には、必ず適正な接地工事を施して下さい。
（鉄箱入配電盤使用の時は、必ずアースケースを施して下さい。）

⑤一般配線には、VV ケーブル、または同等以上のケーブルを使用して下さい。

⑥照明器具及び機器の配線については、ビニールコードの使用を禁止します。必ず機器容量に合った電線を使用して下さい。
⑦小間内通路等に床面配線する場合は、ケーブルを鉄管に入れ、サドルで固定するか、モール、鉄板にて保護し、通行に支障のないようにして下さい。
⑧電線の接続は、スリーブで圧着接続するかハンダづけを施して下さい。
⑨配線、器具は正規に固定して下さい。
⑩開閉器は、機器の容量に合ったブレーカーまたはカバースイッチを使用し、カバースイッチには適正なヒューズを取り付けて下さい。また開閉器からの配線はタコ足配線、共バサミ等は行わないで下さい。
⑪照明用コンセント等の配線は、1台15A以上のものは1回路毎に、またその他の場合は合計が15A毎に1回路として分岐開閉器を設けた分電盤を取り付けて下さい。

（i）ヒューズ

小間内電気設備の保安上設けるスイッチに入れるヒューズは、必ず適正な爪付きヒューズを使用し、銅線等で代用しないで下さい。なお、配電盤内部に予備ヒューズを常備して下さい。

（J）照明器具の隠蔽（アンドン等）

①装飾用に蛍光灯、白熱灯等の照明器具を隠蔽する場合は、特に火災の予防を考慮した構造とし、材料には不燃材料を使用して下さい。
②取り付けに際しては、内部が高温とならないように十分換気できるようにして下さい。

（k）危険防止

①施工に当たっては、特に火災事故の防止、人体及び財物の損傷、その他の電気事故防止に万全の注意を払って下さい。
②白熱電球、抵抗器等の熱を発する器具は、可燃材や人体に接触する事のないよう施して下さい。なお、装飾上のネオンサイン、またはこれに類するネオンサインの使用は禁止します。
③電灯の口金、受け口等の充電部は露出させないで下さい。
④配電盤を小間内通路上に設置する場合は「配電盤危険」と表示して下さい。
⑤メインスイッチからのタコ足分岐は行わないで下さい。
⑥配電盤及び点滅ドラムスイッチ等は、鉄またはプラスチック製の箱入りのものを使用し、その設置場所は点検保守が容易に出来る位置にして下さい。また、配電盤には施工業者名及び電話番号を明記して下さい。

（l）その他

①臨時配線を、床面等が損傷を受ける恐れのある場所に施工をする場合は、適当な防護処置を講じて下さい。特に設営・撤去作業中においては、作業用の電気配線を含め、車両、作業用足場等により損傷を受けないよう処置して下さい。
②電気配線工事に伴う配線くずは、必ず撤去清掃して下さい。特に、ピット内及び端子盤内はきれいにして下さい。
③その他の電気工事施工については、主催者が指示する注意事項に従って下さい。

（8）検査・通電

電気設備の検査は、経済産業省令（電気設備に関する技術基準）、大阪市火災予防条例等に基づいて指定工事会社が実施します。検査に合格しなかった出展者は、速やかに改修して、JIAMデスクに改修報告をして下さい。

（9）供給制限及び時差運転

（a）出展各社の電気申し込み総容量が会場保有の出力限度を超え、需要上止むを得ない場合は、供給制限へのご協力をお願いする事があります。

（b）電気の需要上止むを得ない時は、主催者の指示に従って実演の時差運転をして頂く事があります。

（10）電気使用上の注意

（a）主催者の許可無しに電圧を変えて他に流用する事は出来ません。

（b）退館時には、必ず小間内電源スイッチを切って下さい。メインスイッチを入れたまま退場されると、翌朝送電の際に危険ですから特に注意して下さい。

（c）コンセントからのタコ足配線は禁じます。

（d）ビニールコードの使用は、3m以下とします。またビニールコードで電源コンロ等の発熱器具を使用しないで下さい。

（e）会期中における小間内での事故防止の為、出展者は各自の責任において技術者または電気工事者を常駐させるように努めて下さい。

（f）小間内の電気設備の保安については、出展者が責任をもって行って下さい。

（11）使用点検

電気事故の発生を予防する為、随時事務局及び監督官公署の検査員が小間内電気設備とその使用状況を点検します。点検により不良材料、不良箇所等を発見した時は、主催者は出展者または電気工事者に対し、材料の取替えや工事の変更、改修等を指示し、それが完了するまで通電を中止する事があります。

（12）保護措置・会期中の保守

（a）電源の異常及び事故による停電、電圧降下の為に実演・出展物・装置等を損傷した場合、主催者はその責任を負いかねますので、出展者は充分な保護措置を行って下さい。

（b）会期中は、幹線工事者の電気保守要員が、会場内に常駐します。

（13）電気幹線工事者

主催者が行う電気幹線工事は、下記の工事者が担当します。
申請手続き及び電気関係については、直接お問い合わせ下さい。

飯田電機工業株式会社
〒550-0011　大阪市西区阿波座 1-9-9　阿波座パークビル
TEL：（06）6543－2880　FAX：（06）6543－2884
担当：小田・宮坂・田頭

2. 圧縮空気（エアー）配管・排気ダクト工事

（1）エアーの供給について

圧縮空気（エアー）の配管工事を必要とする出展者は、**出展手続書類No.11**「**圧縮空気（エアー）配管工事申込書**」を**8月3日（金）**までに**JIAMデスク**に提出して下さい。

（2）供給期間と時間

（a）通常供給

9月17日（月）	13：00～17：00
18日（火） ～ 21日（金）	9：00～17：30
22日（土）	9：00～16：30

※供給開始は各社の工事進捗状況と安全を確認してから、系統別、各社別に行います。
※供給開始時期は上記を目途としますが、施工の都合により遅れる事もあります。

（b）規定期間外供給

上記通常供給期間外に機械の調整、試運転等の為、特にエアーの供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給致しますので、ＪＩＡＭデスクにご連絡下さい。但し、特別配管等の経費が掛かる場合及び使用料金、保守料金等は出展者の負担とします。

（3）圧縮空気（エアー）幹線工事費

申込風量（L/min.）	幹線工事費（一次側供給工事費と燃料費を含む消費税込）
1 ～ 100	57,750 円
101 ～ 200	68,250 円
201 ～ 300	78,750 円
301 ～ 400	89,250 円
※100N/min,. 追加につき、10,500 円が加算されます。	

※圧縮空気（エアー）幹線工事費は均等割価額　（幹線工事費と燃料費含む）です。
　100N　以上の場合は100Nl／min.につき10,500円が加算されます。
※主催者は一次側供給として、小間内の希望する位置にバルブ1ヵ所を設置します。
　小間内（二次側）工事は、別途出展者において施工して下さい。
※圧縮空気（エアー）の配管幹線工事費は幹線工事の施行業者から直接ご請求致しますので、
　後日速やかにお支払い下さい。

（4）施工及び留意事項

（a）コンプレッサーの配管幹線工事は、主催者で一括して行いますが、出展者が自社でコンプレッサーを持ち込まれる場合は、防音・消音タイプのものを使用して下さい。また、隣接小間とのトラブルがないよう事前に、防音の為の対策を講じ、調整を行って下さい。但し、電動式のコンプレッサーに限ります。

（b）エアー配管取り出し口は、出展者が申込書によって指定した位置に設置します。
バルブは PT3/4 スリスバルブメスネジです。

（c）圧力は約 6.5 kg /c ㎡で供給します。但し、6.5 kg /c ㎡以下のエアーが必要な場合は、出展者で減圧装置を設けて下さい。

（d）小間内で必要な配管工事は、出展者の負担で行って下さい。
（e）乾燥したエアーが必要な場合は、出展者自身でアフタークーラー（除湿器）またはドライヤー（乾燥機）を二次側工事として出展者の負担において設置して下さい。
（f）出展者が施行した工事は、会期終了後出展者の責任において原状回復をして下さい。
（g）特に安定した気圧と清浄なエアーが求められる場合は、必要な設備を出展者でご用意下さい。

（5）コンプレッサーのリースについて

コンプレッサーのリースを希望される出展者は、下記工事者へお問い合わせ下さい。

（6）圧縮空気（エアー）幹線工事について

主催者が行う圧縮空気（エアー）工事は、下記の工事者が担当します。
申込手続・工事費等についてのお問い合せは、下記へ直接お願い致します。

（7）排気ダクトの設置について

主催者が行う排気ダクトの設置工事は、下記の工事者が担当します。
申込手続・工事費等についてのお問い合せは、下記へ直接お願い致します。

株式会社岡元工業所
〒552-0004 大阪市港区夕凪 1-10-9
TEL：（06）6575－2300　FAX：（06）6576－0740
担当：大森・吉永

3. 蒸気配管工事

（1）蒸気の供給について

（a）蒸気の配管工事を必要とする出展者は、**出展手続書類No.12**「**蒸気供給申込書**」により**8月3日（金）**までに**JIAMデスク**に提出して下さい。

（b）主催者で供給する蒸気はボイラーを館外に設置し、館内の配管となります。

（c）液体燃料やガスを使用するボイラーは館外に設置し、館内への配管を行って下さい。

（d）会場内に持ち込む事が出来るボイラーは、密閉式の電気ボイラー（15万キロカロリー未満）に限定されます。密閉式の電気ボイラーを持ち込まれる出展者は、**出展手続書類No.8**「**火気・危険物等に関する申請書**」に**カタログ1部**を添えて**8月3日（金）**までに**JIAMデスク**宛提出して下さい。一括して消防署へ申請します。

（2）供給期間と時間

（a）通常供給

9月17日（月）	13：00～17：00
18日（火） ～ 21日（金）	9：00～17：30
22日（土）	9：00～16：30

※供給開始は各社の工事進捗状況と安全を確認してから、系統別、各社別に行います。
※供給開始時期は上記を目途としますが、施工の都合により遅れる事もあります。

（b）規定期間外供給

上記通常供給期間外に機械の調整、試運転等の為、特に蒸気の供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給致しますので、JIAMデスクにご連絡下さい。　但し、特別配管等の経費が掛かる場合及び使用料金、保守料金等は出展者の負担とします。

（3）蒸気供給幹線工事費

蒸気の供給幹線工事費及び使用料金は出展者の負担となります。
供給幹線工事費と使用料金は幹線工事施工業者から直接ご請求致しますので、後日速やかにお支払い下さい。

（4）施工及び留意事項

（a）蒸気取り出し口は、出展者の指定位置に主催者が設置致します。

（b）小間内で必要な配管工事等は、出展者の費用負担で行って下さい。

（c）出展者が施工した工事は、会期終了後出展者の責任で原状回復して下さい。

（5）蒸気供給幹線工事費

主催者が行う蒸気配管の設置工事は、下記の工事者が担当します。
申込手続・工事費等についてのお問い合せは、下記へ直接お願い致します。

株式会社岡元工業所
〒552-0004 大阪市港区夕凪 1-10-9
TEL：（06）6575－2300　FAX：（06）6576－0740
担当：大森・吉永

4. 給排水工事

（1）給排水工事の申し込み

給排水を必要とする出展者は、**出展手続書類No.13** **「給排水工事申込書」**により**8月3日（金）**までに**JIAMデスク**宛お申し込み下さい。なお、その際取付位置と給排水管の呼び径を必ずご記入下さい。

なお、湯茶接待等に必要な水・湯は、各号館内の給湯室が利用出来ます。

（2）給排水設備工事

（a）主催者では、給排水の基本設備として小間内（または附近）に給水口及び排水口を原則として1ヶ所設けます。なお、給水バルブ及び排水口は、原則として小間の床下ピットから最も近い小間袖の位置とします。（幹線工事）。

（b）小間内の工事につきましては、二次側工事として出展者負担により別途行って下さい。

（3）給排水幹線工事費

給水管の呼び径	負担金（消費税込）
13mm	68,250 円
20mm	73,500 円
25mm	77,700 円

負担金は上表のとおりで、基本設備(1次側工事費)と水道料金を含めた金額です。

※排水管は40mm～50mmです。

※給排水幹線工事費は幹線工事の施行業者から直接ご請求致します。

（4）供給期間と時間

（a）通常供給

9月17日（月）	13：00～17：00
18日（火） ～ 21日（金）	9：00～17：30
22日（土）	9：00～16：30

※供給開始時期は上記を目途としますが、施工の都合により遅れる事もあります。

（b）規定期間外供給

上記通常供給期間外に機械の調整、試運転等の為、特に水の供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給いたしますので、事前にJIAMデスクにご連絡下さい。但し、特別配管等の経費がかかる場合及び使用料金、保守料金等は出展者の負担とします。

（c）24 時間通水

夜間通水については可能な範囲において供給致しますので、事前にJIAMデスクにご連絡下さい。但し、特別配管等の経費がかかる場合及び使用料金、保守料金は出展者の負担とします。

（5）保護措置

断水または水圧低下などの事故の為、実演物その他を損傷するおそれのある場合は、保護措置を設備して下さい。

（6）使用制限

異常渇水または給排水装置の故障などで、水圧低下、断水などの事故が発生した場合及び水道局の給水制限が実施された場合には、主催者は水道の使用を制限する事もあります。

（7）給排水設備工事者

主催者が行う給排水幹線工事は、下記の工事者が担当します。
申込手続・工事費等についてのお問い合せは、下記へ直接お願い致します。

株式会社岡元工業所
〒552-0004 大阪市港区夕凪 1-10-9
TEL：（06）6575－2300　FAX：（06）6576－0740
担当：大森・吉永

1. 実演上の注意

（1）危険防止措置

実演を行う出演者は常に安全を心がけ、特に火気に注意し、人体または財物に対する危険防止の為に万全の措置を講じて下さい。

（2）実演に伴なう損害補償

実演において人体または財物等に与えた被害の補償等については、主催者はその責任を負いません。

（3）ガスボイラー持ち込みの禁止

重油、ガスボイラーを館内に持ち込んでの実演は出来ません。

（4）実演に伴う配慮

実演によって生ずる強度の音響・光熱・塵・ガス・高周波・超音波・煙・臭気等については、他の出展者や来場者に迷惑を及ぼす事がないように十分注意して下さい。

（5）廃油の処理

廃油等を会場内排水溝に捨てる事は固く禁じます。出展者が責任をもって会場外に搬出し、処理して下さい。

（6）電気幹線設備の保守点検

開場時間外であっても、保守点検の為に、小間内の分電盤及び電源開閉器等を見回る事がありますので、開閉器周辺は施錠せずに開けておくようにして下さい。

（7）ゴミ処理

小間内で生じたゴミは、毎夕まとめて袋に入れ、「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」（缶、ビン）に分別し、中央通路にお出し下さい。なお、ポリ袋は出展者ご自身でご用意をお願い致します。
また、実演によって生じる多量の廃棄物（衣料素材など）は、下記清掃業者に処理を依頼して下さい。（有料）

大進産業株式会社
〒550-0022　大阪市西区本田 2-8-6-101
TEL：（06）6582－2051　FAX：（06）6582－5520
担当：森川

2. 実演の制限・中止

（1）危険防止措置

主催者は会場内の管理・保全・秩序の維持及び公衆の安全の為、これらに支障をきたすと判断した実演については、出展者に対し必要な改善措置をとるよう要求します。対応して頂けない場合には実演の制限、または中止を命ずる事があります。

（2）染料、薬品等を含む排水は大阪市下水道条例の規程に基づく排水基準を遵守してください。

3. 終業点検

毎日の終業時には、小間内及び倉庫内の整理・整頓はもとより、火の元、電気スイッチ、給排水バルブ、消火器などの点検を確実に行い、退館して下さい。なお、残業した際は、終了後、責任者は号館事務局に必ず報告してから退館して下さい。

1. 電話・通信回線

（1）電話の申し込み

（a）主催者では出展者のご希望に応じ、出展者の小間に電話、通信回線を設置します。

（b）設置をご希望の出展者は、**出展手続書類No.14**「**電話・通信回線申込書**」により**8月3日（金）**までに**JIAMデスク**宛にお申し込み下さい。なお、その際取付け位置を必ずご記入下さい。

（2）使用期間

9月18日（火）午後 ～9月22日（土）16：00

（3）使用料金（消費税込）

①	**電話**	36,750円
②	**FAX（電話機兼用型）**	57,750円
④	**ADSL**	63,000円
⑤	**光ケーブル（Bフレッツ）**	73,500円

※上記の金額には取付け工事費、配線などの使用料と国内通話料・通信料が含まれています。
※国際通話料は別途請求させていただきます。
※小間までＬＡＮケーブルを配線します。
※ルーターは出展者でご用意ください。また、ルーター接続設定も出展者で行ってください。
※プロバイダーは各出展者で契約ください。
※電話、FAX番号は決定次第、各申込者に連絡致します。

（4）設置方法について

（a）電話機は、申込書にご希望の設置位置を正確に図示して下さい。

（b）電話機の取り付け位置には、使用開始日までに必ず設置台を設けて下さい。床面に直接設置する事は、故障及び破損の原因となりますのでご注意下さい。

（5）工事及び撤去における留意事項

（a）工事は、申込書に基づき NTT が行います。配線施工中、小間内関係者が無断で電話を移動したり、展示施設等の内部に隠蔽しないで下さい。出展者は装飾関係者、運搬据付関係者等に、事前に注意しておいて下さい。移動・隠蔽等により、工事の遅延や設置場所の移動がおきた場合は、主催者はその責任を負いません。

（b）電話機の引渡し後の盗難、紛失、不在中の無断使用等については、申込者の責任となります。不要の時は格納する等自主管理に十分留意し、事故の発生防止に努めて下さい。

（c）使用後の電話機・FAX は、各号館事務局まで返却して下さい。紛失・破損の場合、別途請求します。

2. 共通食事券

インテックス大阪内のレストラン、売店で利用できる共通食事券が下記の通り販売されます。
別添申込書に必要事項をご記入のうえ、レストラン・ニューミュンヘンにてご購入ください。

（1）販売場所

レストラン・ニューミュンヘン（３・４号館間の2階）
〒559−0034　大阪市住之江区南港北1−5−102　（３・４号館間の2階）
㈱ニューミュンヘン　Tel：（06）6613−2055　Fax：（06）6612−3098

（2）販売時間

午前10時～午後3時

※注意

・食券は、1シート　1,000円
【500円×1枚、300円×1枚、100円×1枚、50円×1枚、30円×1枚、10円×2枚】
・食券は、現金販売となります。
・食券に記載の有効期限を過ぎますとご使用はできません。
・お買い求めいただいた食券は、払戻しはできません。
・会期・搬入日以前に食券をご入用ご希望の場合は、別途ご相談ください。
・お振込み等でご入用の方は、上記のニューミュンヘンまでお問合わせください。

3. 印刷物

来場者の誘致及び会場配布用の各種印刷物は、下記の通りです。

（1）招待状

JIAM 2012 の最新の情報を載せたパンフレットを作成します。
主催者では、来場者誘致の為関係先に配布しますが、各出展者におかれましても、得意先、その他関係先への配布にご活用下さい。

（2）会場案内

会場案内を作成し、入場の際に、来場者の便宜を図る為無料で配付します。会場案内には、会場の案内及び出展者の各館別配置、小間番号、その他のサービス機能等を掲載致します。

（3）公式ガイドブック

公式ガイドブックを会場内で来場者に販売（1 冊 500 円　消費税込）します。
このガイドブックの掲載内容及び作成用原稿等については、別途事務局よりご案内します。
出展者の掲載原稿については、所定の期日までに必ずご提出下さい。

※出展者には出展小間に応じた数量を無料配布致します。

1 ～ 10	小間出展者	2 部
11 ～ 50	小間出展者	5 部
51 ～	小間出展者	10 部

（4）実施結果

JIAM 2012 会期終了後、実施結果報告書を作成致します。
この実施結果報告書は出来上がり次第出展各社及び報道関係者などに配布致します。

4. 小間内清掃

搬入の最終日及び会期中の自社小間内清掃をご希望の出展者は、**出展手続書類No.15**「**小間内清掃申込書**」により、**8月3日（金）**までに、**JIAMデスク宛**にお申込み下さい。

（1）清掃期間

9 月 18 日（火）～ 21 日（金）の夕方（搬入最終日と会期中 3 日間の合計 4 日間）

（2）清掃料金

3,150 円／ 1 小間［9 ㎡］（消費税込）

（3）清掃内容

床面の掃除機かけ､またはモップによる清掃
（展示台、ショーケース、出展物等の清掃は含まれません。）

（4）特　　記

①搬入及び会期中の受付は対応出来ませんので、必ず事前にお申し込み下さい。
②実演で生じる多量の廃棄物や小間撤去の際に出る残材・ごみ（あきビン等）の処理については、別途お申し込み下さい。
③小間内で生じたゴミの回収と通路の清掃は主催者で行います。

（5）問い合わせ先

大進産業株式会社
〒550-0022　大阪市西区本田 2-8-6-101
TEL：（06）6582－2051　FAX：（06）6582－5520
担当：森川

5. 宿泊及び航空券等の手配

JIAM 2012 においては、出展者の希望による宿泊ホテル、日本での航空券、JR 指定券及び日本から外国への航空券の手配等を下記旅行会社にて申し受けます。
なお、宿泊ホテルは特別割引料金でご紹介致します。

株式会社ＪＴＢ西日本
コミュニケーション事業推進室　MICE センター「国際アパレルマシンショー」係
〒541-0058　大阪市中央区南久宝寺町３-１-８　本町クロスビル１１階
TEL：(06) 6252－2861　FAX：(06) 6252－2862
E-mail：westec_op7@west.jtb.jp
担当：吉川

近畿日本ツーリスト株式会社 グローバルビジネス支店「国際アパレルマシンショー」係
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 12F
TEL：(03) 6891－9600　FAX：(03) 6891－9599
E-mail：kntsupport-gbm@or.knt.co.jp
担当：山浦

株式会社 日本旅行
西日本 MICE 営業部 西日本国際旅行支店「国際アパレルマシンショー」係
〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4　大阪駅前第 4 ビル 5 階
TEL：(06) 6342-0240　FAX：(06) 6342-0232
E-mail：osaka_gakkai@nta.co.jp
担当：中井・西原

6. 通訳・受付コンパニオン・ナレーター等の斡旋

会期中に通訳、ナレーター等のスタッフの派遣をご希望の出展者は JIAM デスクまでご連絡下さい。
専門業者をご紹介致します。

7. ストックルーム（出展者用倉庫）の利用

（1）ストックルームの申し込み

主催者は、出展者の便宜を図る為、展示館外に実演材料及び会期中に使用するカタログ、パンフレット等の保管するストックルーム（ユニットハウス）を有料にて設置致します。
但し、このストックルームは設置場所に限りがありますので、予定収容個数(40棟)に達した場合ご希望に添えない場合があります。
ストックルームをご希望の出展者は **出展手続書類No.16** **「ストックルーム申込書」**により **7月13日（金）**までに**JIAMデスク宛**にお申し込み下さい。

（2）利用面積

面積：約１２㎡（幅 5,500mm× 奥行き 2,200mm× 高さ 2,443mm）
但し、このストックルームを連結する事により、用途に応じて拡大する事が出来ます。

（3）利用期間

9 月 17 日（月）～ 22 日（土）まで

（4）利用料金

126,000 円／ 1 棟（税込）

（5）付帯設備

蛍光灯×2灯　100Vコンセント×1

8. ケータリングサービス

ケータリングサービス

小間内への弁当・飲料などのケータリングサービスについては、会場内のレストラン、売店にご相談ください。

問い合わせ先

インテックス大阪　レストラン協会（幹事店）
ニューミュンヘン
〒559-0034　大阪市住之江区南港北 1-5-102
TEL：06-6613-2055　FAX：06-6612-3098

互談や
〒559-0034　大阪市住之江区南港北Ⅰ-5-102
TEL/FAX：06-4703-0588
（インテックス大阪店が休みの場合は、本社
（阪急産業）Tel：06-6315-1195 にご連絡下さい。）

9. リース備品

（1）リース備品の申し込み

リース備品をご希望の出展者は、別冊のオプションレンタル備品ガイドにより **8 月 17 日（金）**までにサクラインターナショナル株式会社宛にお申し込み下さい。

10. 広報宣伝

主催者は JIAM 2012 出展者の広報・宣伝活動のお手伝いをいたします。出展者の会社情報、製品情報やサービスの紹介ツールとして下記の広告・宣伝ツールを作成いたします。

（1）公式ガイドブック

（2）会場案内

（3）手提げ袋

（4）ホームページバナー

（5）会場内広告看板

詳細、お申込みは別冊の各種広告のご案内をご覧ください。

■ 主 催 者 ■

社団法人日本縫製機械工業会　JIAM 事務局　　TEL：（０３）３５９７－０４７０
〒105-0003　東京都港区西新橋 1-14-12　　FAX：（０３）３５９７－０４７７

■ 連絡先一覧 ■

■全体的なお問い合わせ及び出展手続き書類の提出先は

社団法人大阪国際見本市委員会　JIAMデスク　　TEL：（０６）６６１２－１６６６
〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-5-102　　FAX：（０６）６６１２－８５８５
E-mail：jiam2012@fair.or.jp

■基礎装飾・パッケージ小間・リース備品 については

サクラインターナショナル株式会社　　TEL：（０６）６６２４－３６０１
〒545-0022 大阪市阿倍野区播磨町1-22-11　　FAX：（０６）６６２４－３６０２
担当：中岡・出口・楊

■電気工事については

飯田電機工業株式会社　　TEL：（０６）６５４３－２８８０
〒550-0011 大阪市西区阿波座1-9-9　阿波座パークビル　　FAX：（０６）６５４３－２８８４
担当：小田・宮坂・田頭

■圧縮空気・蒸気・給排水については

株式会社岡元工業所　　TEL：（０６）６５７５－２３００
〒552-0004 大阪市港区夕凪1-10-9　　FAX：（０６）６５７６－０７４０
担当：大森・吉永

■清掃については

大進産業株式会社　　TEL：（０６）６５８２－２０５１
〒550-0022　大阪市西区本田2-8-6-101　　FAX：（０６）６５８２－５５２０
担当：森川

■共通食事券については

レストラン・ニューミュンヘン（３・４号館間の２階）　　TEL：（０６）６６１３－２０５５
〒559-0034　大阪市住之江区南港北1-5-102　　FAX：（０６）６６１２－３０９８

■宿泊手配については

株式会社ＪＴＢ西日本　コミュニケーション事業推進室　　TEL：（０６）６２５２－２８６１
MICEセンター「国際アパレルマシンショー」係　　FAX：（０６）６２５２－２８６２
〒541-0058　大阪市中央区南久宝寺町3-1-8
本町クロスビル11階
担当：吉川

近畿日本ツーリスト株式会社　グローバルビジネス支店　　TEL：（03）６８９１－９６００
〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町1-13　　FAX：（03）６８９１－９５９９
住友商事神田和泉町ビル12F
担当：山浦

株式会社 日本旅行　西日本MICE 営業部 西日本国際旅行支店　　TEL：（０６）６３４２－０２４０
〒530-0001　大阪府大阪市北区梅田1-11-4　　FAX：（０６）６３４２－０２３２
大阪駅前第4ビル5階
担当：中井・西原

■ 出展手続書類一覧 ■

書類番号	出展手続書類名	提出期限	提 出 先	問い合わせ先	参照ページ	チェック欄
1	小間運営責任者登録届	8月31日(金)	JIAMデスク	JIAMデスク		
2	IDカード申込書	8月24日(金)	〃	〃		
3	招待状申込書	8月24日(金)	〃	〃		
4	搬入・搬出届	8月24日(金)	〃	〃		
5	保税展示物品通知書	8月３日(金)	〃	〃		
6	装飾施工届	8月24日(金)	〃	〃		
7	床面工事申込書	8月24日(金)	〃	〃		
8	火気・危険物等に関する申請書	8月３日(金)	〃	〃		
9	電気供給申込書	8月３日(金)	〃	飯田電機工業		
10	電気工事申込書	8月３日(金)	〃	〃		
11	圧縮空気（エアー）配管工事申込書	8月３日(金)	〃	㈱岡元工業所		
12	蒸気供給申込書	8月３日(金)	〃	〃		
13	給排水工事申込書	8月３日(金)	〃	〃		
14	電話・通信回線申込書	8月３日(金)	〃	JIAMデスク		
15	小間内清掃申込書	8月３日(金)	〃	㈱大進産業		
16	ストックルーム（出展者用倉庫）設置申込書	7月13日(金)	〃	JIAMデスク		

（注）出展手続書類は該当の有無にかかわらず必ずご提出下さい。
また、貴社の控えとして、コピーをおとり下さい。

巻末	搬入出車両通行証	複数枚必要な場合はコピーしてお使いください。 搬入出期間中のみ有効です。見本市会期中は使用できません。 開催期間中の駐車は［出展者駐車券］が必要です。